



令和5年度 長野市結婚新生活支援事業補助金



結婚して新生活を始める新婚世帯の経済的不安の軽減を図るため、新婚世帯の住宅の取得、賃借、リフォーム、引っ越しの費用に対し補助金を交付します。

◆対象世帯 すべてに該当する夫婦が対象です

- 婚姻日が令和5年4月1日～令和6年3月31日の夫婦
- 婚姻日の夫婦の年齢が39歳以下（誕生日の前日に年齢が加算されます）
- 夫婦の住民票が長野市で、対象住宅の住所であること
- 令和4年分の所得金額が夫婦合計で500万円未満
（奨学金の返還を行っていた場合は、前年の奨学金の返還額を控除します）
- 交付申請日からおおむね2年以上、長野市に居住する意思があること
- 本事業に係るアンケート等に協力すること
- 夫婦の双方が市町村税を滞納していないこと
- 夫婦の双方が暴力団員又は暴力団関係者でないこと



◆対象となる費用 令和5年4月1日～令和6年3月31日に支払ったもの

区分		対象経費
住居	取得	婚姻日の1年前から申請日までの間に契約した建築または購入費用（仲介手数料、土地の購入費用を除く）
	賃借	賃料、敷金、礼金、共益費、保証金、仲介手数料（駐車場に係る部分を除く）
引っ越し		婚姻日の1年前から申請日までの間に契約した家財等の運搬費用で、引っ越し業者や運送業者に支払ったもの
リフォーム		婚姻日の1年前から申請日までの間に契約した修繕、改築、増築、設備の更新等の費用

※住宅手当の支給を受けている場合には、対象経費の額から住宅手当の額を控除します。対象経費に1,000円未満の端数があるときは切り捨てとなります。

- ◆補助額 婚姻日の年齢が39歳以下の夫婦 上限30万円
- 29歳以下の夫婦 上限60万円
- （誕生日の前日に年齢が加算されます）





◆提出書類

- 1 戸籍謄本または婚姻届受理証明
- 2 夫婦の住民票の写し
- 3 令和5年度 市・県民税課税内容証明書（夫婦両方）
- 4 奨学金の返還額がわかる書類（奨学金の返還を行っていた場合）
- 5 納税証明書（市町村税の滞納がないことがわかるもの。夫婦両方）
- 6 対象経費に係る契約書の写し
- 7 対象経費に係る領収書の写し
- 8 長野市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 9 長野市結婚新生活支援事業補助金住宅手当支給証明書（様式第2号）（夫婦両方）
- 10 債権者登録申請書兼口座振替依頼書
- 11 結婚新生活支援事業に関するアンケート

◆申請方法 移住推進課（市役所 第一庁舎6階）へ 直接 持参 または郵送

◆申請期間 令和5年7月1日～令和6年3月31日

窓口受付 令和5年7月3日（月）～令和6年3月29日（金）



◆以下の場合も申請が必要です



今年度、支払った経費が上限額（30万円または60万円）に達しなかった場合
翌年度に限り、上限額に達するまで申請することができます。

年度ごとに支払った経費の申請が必要です。

今年度支払った経費は、今年度中（3月31日まで）に申請してください。



今年度、支払った経費がなく、翌年度に支払いの見込みがある場合

今年度中に資格認定を受けた場合に限り翌年度の経費を申請することができます。

翌年度に支払いの見込みがある方は、**今年度中（3月31日まで）に必ず資格認定の申請をしてください。**

●提出書類（資格認定時）

上記の◆提出書類の1～5

長野市結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書（様式第4号）

<お問合せ・申請窓口>

長野市企画政策部移住推進課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

TEL：026-224-8639 026-224-7721

E-mail：marriage-s@city.nagano.lg.jp

本補助金に関する
各種資料は
こちらから

